

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準（概要版）

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) やまぐち保育園	種別： 保育所
代表者氏名： (管理者) 園長 横山理恵	開設年月日： 平成 29年 4月 1日
設置主体： 社会福祉法人慈恵会 経営主体： 社会福祉法人慈恵会	定員： 50名 (利用人数) 60名
所在地：〒 863-0003 熊本県天草市本渡町本渡951番地	
連絡先電話番号： 0969 23 3396	FAX番号： 0969 23 3555
ホームページアドレス	

(2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生後2ヶ月から就学前までの保育 ・ 特別保育事業 延長保育 障がい児保育 軽度障がい児保育 病後児保育 育児講座 子育て支援センター ・ 地域との交流活動 	<p>お見知り遠足 保育参観(年2回) 七夕会 子どもハイヤ やまぐちファミリーフェスティバル(夏まつり) プール開き 親子鑑賞会 十五夜 運動会 祖父母交流会 焼き芋会 消防署見学 南小校区6園 合同交流会(年2回) 親子バス遠足(年長児) 発表会 クリスマス会 就学前保育 豆まき会 ひな祭り 会 お別れ遠足 お別れ会 卒園式 食育活動(さつま芋 ジャガイモ 玉葱 夏野菜等の栽培、収穫、調理体験) 誕生会(毎月) 消火避難訓練・交通指導訓練(毎月) 老人施設との交流 小学校との交流</p>
居室概要	居室以外の施設設備の概要
<p>鉄骨造かわらぶき2階建</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0.1歳児室 80.06㎡(内ほふく室56.70㎡) ・ 2.3歳児室 61.08㎡ ・ 4.5歳児室 75.86㎡ ・ 病後児室 15.28㎡ ・ 支援センター 64.26㎡ ・ 給食室、職員室、沐浴室、シャワー室 子育て相談室、幼児用トイレ 職員トイレ、多目的トイレ、 オープンスペース 	<p>園庭</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 砂場 ブランコ アスレチック遊具 ジャングルジム うんてい 滑り台 ・ プール ・ 2階テラス ・ 送迎用・職員用駐車場 ・ 倉庫

2 施設・事業所の特徴的な取組

園舎横の畑で1年を通して野菜の栽培、収穫、食育活動を行っている。
絵本の読み聞かせに力を入れ、絵本の大切さを保護者会にて講演会を実施、絵本コーナーの充実、絵本の貸し出し、月刊絵本を導入し保育に活かしている。

3 評価結果総評

特に評価の高い点

1 豊かな自然に囲まれている

やまぐち保育園は本渡港から3km離れた、県道24号(本渡下田)線沿い(海拔14m)にあります。200m先にはホテルが飛び交う「町山口川」が流れています。正面の染岳(380m)には、登り口の山口運動広場(園から1キロ先、広さ5,997㎡)から歴史ある山寺まで1,600mの林道沿いに、ツワブキの黄色い花が咲き乱れています。北に1,200m離れた西の久保公園(36.8ヘクタール)には、25万本の花菖蒲が植えられ、6月に菖蒲祭りが開かれます。公園は、子どもたちの体力作り、散歩コースになっています。園の前には、コスモス畑が広がっています。正門から玄関まではかぎ状の通路で、玄関には防犯カメラが設置され安全面に配慮されています。

2 保育計画を保護者へ明確に伝える

やまぐち保育園は「保育のしおり」の中で、クラスに応じた保育計画を、全保護者に伝えています。「保育のしおり」は、職員手づくりの見出し付き冊子となっており、重要事項を網羅した大変見やすいものになっています。園は何を目指すのか、理念・方針・保育計画を明確に伝えています。

3 廃園予想から、期待される育児スポットに

10年前は園児40人で、廃園を予想されるほどの市立保育所でしたが、子どもの声を消してはいけないという事で、地区の方々が声を上げられて、3年前に定員50名の私立「やまぐち保育園」となり、昨年度は68名の園児数がありました。

園内に併設されている支援センターは、年間延べ2,000人近くの利用があります。

地域の方々は、散歩のときに声を掛け見守って下さる、畑を貸して下さり栽培のアドバイスをしてくれる、また、自宅のタケノコ・サクランボの収穫を体験させて下さる、などの積極的支援があります。

4 隣接する老人施設「ホームやまぐち」さんとの交流

年4・5回季節に応じた交流をしています。(七夕、敬老会、ハロウィン、節分等)また、年1回、合同で避難訓練を実施しています。敬老会では歌や遊戯を披露したり、風船バレーや触れ合い遊びを一緒に楽しんだり、お手紙をプレゼントします。子どもは、帰りにお菓子を頂いたりします。

七夕会では、お年寄りの方と一緒に笹の飾りつけ等をして楽しみます。

5 絵本の読み聞かせ

絵本を読むことで、言葉・集中力・想像力・予測する力・表現力・情緒面等大切な要素が育つと言われることから、日々の保育に、絵本の読み聞かせを取り入れています。朝夕の集まりの際、給食の前、就学前保育の際に、季節の絵本・給食食材を取り上げた本や子ども達の好きな本などを、読み聞かせています。

3歳児は、「おばけ電車」・「くだものだもの」、4・5歳児は、「どろぼう学校」が、特に好きです。

保護者に理解を求め、年齢にあった絵本を毎月購入し、家庭に持ち帰って読めるようにしています。2階フリースペースに「図書コーナー」を設置し、誰でも絵本を読めるようにしています。クラスごとに月1回、好きな本を貸し出しています。

6 大きな「スタジイの夏」が描かれた、玄関ホール（フリースペース）

読み聞かせの中で、子ども達が大好きになった「スタジイの夏」の絵本の1ページを、玄関ホール壁一面に、広がる青い空と大きな木が、シンボルとして描かれています。

このスペースは床暖房が入り、フリースペースとして使われるほか、机と椅子を出して、4・5歳児のランチルームにも使われています。食後はお当番活動として、雑巾で床を拭き上げ、清掃活動をしています。

7 乳児保育に、伝統の子育て用品

生後2か月からの乳児を受け入れています。園ではスキンシップの面・愛着関係形成の面・衛生の面・排泄の自立を促す面などを考慮し、布おむつ使用を推奨しています。

又、随時月齢の低い子どもが入園するため、抱っこやおんぶをする事が多く、季節に応じて職員手作りの「もっこ（おんぶ紐）」を、使用しています。また、災害時避難用として活用できるよう備えています。

8 多子世帯・支援を要する世帯への配慮

通常は駐車場から門まで30mほどありますが、多子世帯や、支援を要する子どもを連れて送迎する場合には、南側の県道から直接車で玄関前まで入れるようにしています。救急車両や病後児保育利用者が入る場合も、同様です。

9 病後児保育を受け入れ

やまぐち保育園では、地域の幼児を持つ家庭の要望に応じて、市内在住の1歳～小学1年生迄の、病気の回復期にある子どもの、半日・1日の預かり事業に取り組んでいます。

事前登録済・医師の診断がある場合に利用でき、規約が定められています。

病後児室は15.28m²の広さで、定員は4名となっており病後児室専用のトイレを備え、各部屋、冷暖房・床暖房・空気清浄機を完備しています。専用の玄関を設け在園児と接触が無いように配慮されています。担当は看護師・保育士で、各1名を配置しています。

利用者は、感染症流行期に多く、昨年度35名、今年度37名（R1.11.7日調査日現在）となっており、園外の子どもの利用も多くあります

10 被災地で出張保育や、ボランティア保育を5回実施

園長はじめ数人は、「平成28年熊本地震」の際、100キロ離れた御船町・益城町・嘉島町に、所属法人から2人1チームで5回にわたり出張保育しました。「絵本の読み聞

かせ」・「塗り絵あそび」・「手袋人形」などを持参し、保護者が被災住宅の後片付けに追われる中、避難所で保育に欠ける子ども達に保育を行う出張保育や、被災した保育園に出向き保育士としてお手伝いをする、ボランティア保育を行い感謝されました。

改善を求められる点

1 子どもごとの手拭きタオルが、接触し合っています

保育用具メーカーのタオル掛けを設置されていますが、タオルとタオルが接触し合っていて感染の恐れがあり、不適切な状態にあります。スペースが必要になりますが、善処が期待されます。

2 園や職員の言葉遣い

子どもに注意する時や、諭（さと）して“叱る場合”のルールについて、保育開始時などに保護者に予め説明し、理解を得ておくことも必要かもしれません。

職員が不適切な言動を行った場合は、虐待防止マニュアルに沿って判断し、就業規則に懲戒する規定があります。

注意するときの言葉遣いについて、保護者と共通理解する場面が、期待されます。

3 理念中「個性豊かな子どもを育てる」の具体策

保育のしおり・事業計画に、「個性豊かな子ども」を掲げてありますが、方針・計画に、対応する具体的方法の言及がありません。個別の支援計画・保育計画を立て、一人一人に合った保育を行っていますが、理念として掲げる以上、達成可能・計測可能な具体策のレベル・数値目標・期間の提示が、期待されます。

4 事業計画書の目標関係の整理

地域の方々に、事業計画の理解を得ることを最優先に考えるとき、事業計画書の保育目標項目に、「目指す職員像」・「基本理念」・「保育理念」・「保育方針」・「保育目標」・「目指す子ども像」の、6概念が乱立している印象があります。専門家にとって詳細な記述であっても、一般の方には理解しにくいかも知れません。理念・方針・計画の学術的語意概念に沿った、簡略化された体系的記述の検討が期待されます。

4 第三者評価結果に対する事業者のコメント

(R元 .12.6)

今回、第三者評価を受審する事で、日頃から行っている保育内容や保育園全体を見直す良い機会になったと思う。マニュアルや規定等の見直しを職員全体で行うことから、再確認や職員間の連携、質の向上に繋がった。評価結果内容については、b評価の分野について話し合いを行い改善に努めたい。また、指摘のあった改善点も、職員間で話し合いをし、改善に取り組んでいる。子ども達にとって益々楽しく安全な生活の場となるよう、職員一同研鑽して行きたい。

(別記)

(公表様式1)

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準

【保育所版】

評価機関

名 称	NPO法人だれにも音楽祭
所 在 地	上益城郡益城町福富822
評価実施期間	令和元年5月1日～12月6日
評価調査者番号	第13 - 011号
	第17 - 002号
	第17 - 004号

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) やまぐち保育園	種別： 保育所
代表者氏名： (管理者) 園長 横山理恵	開設年月日： 平成 29年 4月 1日
設置主体： 社会福祉法人慈恵会 経営主体： 社会福祉法人慈恵会	定員： 50名 (利用人数) 60名
所在地：〒 863 - 0003 熊本県天草市本渡町本渡951番地	
連絡先電話番号： 0969 23 3396	FAX番号： 0969 23 3555
ホームページアドレス	

(2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生後2ヶ月から就学前までの保育 ・ 特別保育事業 延長保育 障がい児保育 軽度障がい児保育 病後児保育 育児講座 子育て支援センター ・ 地域との交流活動 	<p>お見知り遠足 保育参観(年2回) 七夕会 子どもハイヤ やまぐちファミリーフェスティバル(夏まつり) プール開き 親子鑑賞会 十五夜 運動会 祖父母交流会 焼き芋会 消防署見学 南小校区6園 合同交流会(年2回) 親子バス遠足(年長児) 発表会 クリスマス会 就学前保育 豆まき会 ひな祭り 会 お別れ遠足 お別れ会 卒園式 食育活動(さつま芋 ジャガイモ 玉葱 夏野菜等の栽培、収穫、調理体験) 誕生会(毎月) 消火避難訓練・交通指導訓練(毎月) 老人施設との交流 小学校との交流</p>
居室概要	居室以外の施設設備の概要
鉄骨造かわらぶき2階建	園庭

<ul style="list-style-type: none"> ・0.1歳児室 80.06㎡(内ほふく室56.70㎡) ・2.3歳児室 61.08㎡ ・4.5歳児室 75.86㎡ ・病後児室 15.28㎡ ・支援センター 64.26㎡ ・給食室、職員室、沐浴室、シャワー室 子育て相談室、幼児用トイレ 職員トイレ、多目的トイレ、 オープンスペース 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂場 ブランコ アスレチック遊具 ジャングルジム うんてい 滑り台 ・プール ・2階テラス ・送迎用・職員用駐車場 ・倉庫
--	--

職員の配置						
職 種	常 勤	非常勤	資 格	常 勤	非常勤	
園長	1		保育士	1	1	6
主任保育士	1		幼稚園教諭	8		6
副主任保育士	2		栄養士	1		
保育士	7	5	管理栄養士	1		
看護師	1	1	養護教諭第二種免許	1		
栄養士	1		レクリエーション インストラクター	1		
調理員		1	ホームヘルパー3級	1		
保育補助		2	看護師免許	1		1
			調理士免許			1
合 計	13	9	合 計	25		14

資格の種別は、保健・福祉・医療に関するものを記入してあります。

複数の資格を持ち重複計上している場合があるため、職種と資格の数は必ずしも一致しません。

2 理念・基本方針

心身ともに健康で明るく 思いやりのある 個性豊かな子どもを育てる

3 施設・事業所の特徴的な取組

園舎横の畑で1年を通して野菜の栽培、収穫、食育活動を行っている。
絵本の読み聞かせに力を入れ、絵本の大切さを保護者会にて講演会を実施、絵本コーナーの充実、絵本の貸し出し、月刊絵本を導入し保育に活かしている。

4 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年5月1日(契約日) ~ 令和元年12月6日(評価結果確定日)
受審回数(前回の受審時期)	1回(平成 年度)

5 評価結果総評

特に評価の高い点

1 豊かな自然に囲まれている

やまぐち保育園は本渡港から3km離れた、県道24号(本渡下田)線沿い(海拔14m)にあります。200m先にはホタルが飛び交う「町山口川」が流れています。正面の染岳(380m)には、登り口の山口運動広場(園から1キロ先、広さ5,997㎡)から歴史ある山寺まで1,600mの林道沿いに、ツワブキの黄色い花が咲き乱れています。北に1,200m離れた西の久保公園(36.8ヘクタール)には、25万本の花菖蒲が植えられ、6月に菖蒲祭りが開かれます。公園は、子どもたちの体力作り、散歩コースになっています。園の前には、コスモス畑が広がっています。正門から玄関まではかぎ状の通路で、玄関には防犯カメラが設置され安全面に配慮されています。

2 保育計画を保護者へ明確に伝える

やまぐち保育園は「保育のしおり」の中で、クラスに応じた保育計画を、全保護者に伝えています。「保育のしおり」は、職員手づくりの見出し付き冊子となっており、重要事項を網羅した大変見やすいものになっています。園は何を目指すのか、理念・方針・保育計画を明確に伝えています。

3 廃園予想から、期待される育児スポットに

10年前は園児40人で、廃園を予想されるほどの市立保育所でしたが、子どもの声を消してはいけないという事で、地区の方々が声を上げられて、3年前に定員50名の私立「やまぐち保育園」となり、昨年度は68名の園児数がありました。

園内に併設されている支援センターは、年間延べ2,000人近くの利用があります。

地域の方々は、散歩のときに声を掛け見守って下さる、畑を貸して下さり栽培のアドバイスをしてくれる、また、自宅のタケノコ・サクランボの収穫を体験させて下さる、などの積極的支援があります。

4 隣接する老人施設「ホームやまぐち」さんとの交流

年4・5回季節に応じた交流をしています。(七夕、敬老会、ハロウィン、節分等)また、年1回、合同で避難訓練を実施しています。敬老会では歌や遊戯を披露したり、風船バレーや触れ合い遊びを一緒に楽しんだり、お手紙をプレゼントします。子どもは、帰りにお菓子を頂いたりします。

七夕会では、お年寄りの方と一緒に笹の飾りつけ等をして楽しみます。

5 絵本の読み聞かせ

絵本を読むことで、言葉・集中力・想像力・予測する力・表現力・情緒面等大切な要素が育つと言われることから、日々の保育に、絵本の読み聞かせを取り入れています。朝夕の集まりの際、給食の前、就学前保育の際に、季節の絵本・給食食材を取り上げた本や子ども達の好きな本などを、読み聞かせています。

3歳児は、「おばけ電車」・「くだものだもの」、4・5歳児は、「どろぼう学校」が、特に好きです。

保護者に理解を求め、年齢にあった絵本を毎月購入し、家庭に持ち帰って読めるようにしています。2階フリースペースに「図書コーナー」を設置し、誰でも絵本を読めるようにしています。クラスごとに月1回、好きな本を貸し出しています。

6 大きな「スダジイの夏」が描かれた、玄関ホール(フリースペース)

読み聞かせの中で、子ども達が大好きになった「スダジイの夏」の絵本の1ページを、玄関ホール壁一面に、広がる青い空と大きな木が、シンボルとして描かれています。

このスペースは床暖房が入り、フリースペースとして使われるほか、机と椅子を出して、4・5歳児のランチルームにも使われています。食後はお当番活動として、雑巾で床を拭き上げ、清掃活動をしています。

7 乳児保育に、伝統の子育て用品

生後2か月からの乳児を受け入れています。園ではスキンシップの面・愛着関係形成の面・衛生の面・排泄の自立を促す面などを考慮し、布おむつ使用を推奨しています。

又、随時月齢の低い子どもが入園するため、抱っこやおんぶをする事が多く、季節に応じて職員手作りの「もっこ(おんぶ紐)」を、使用しています。また、災害時避難用として活用できるよう備えています。

8 多子世帯・支援を要する世帯への配慮

通常は駐車場から門まで30mほどありますが、多子世帯や、支援を要する子どもを連れて送迎する場合には、南側の県道から直接車で玄関前まで入れるようにしています。救急車両や病後児保育利用者が入る場合も、同様です。

9 病後児保育を受け入れ

やまぐち保育園では、地域の幼児を持つ家庭の要望に応じて、市内在住の1歳～小学1年生迄の、病気の回復期にある子どもの、半日・1日の預かり事業に取り組んでいます。

事前登録済・医師の診断がある場合に利用でき、規約が定められています。

病後児室は15.28m²の広さで、定員は4名となっており病後児室専用のトイレを備え、各部屋、冷暖房・床暖房・空気清浄機を完備しています。専用の玄関を設け在園児と接触が無いように配慮されています。担当は看護師・保育士で、各1名を配置しています。

利用者は、感染症流行期に多く、昨年度35名、今年度37名(R1.11.7日調査日現在)となっており、園外の子ども達の利用も多くあります

10 被災地で出張保育や、ボランティア保育を5回実施

園長はじめ数人は、「平成28年熊本地震」の際、100キロ離れた御船町・益城町・嘉島町に、所属法人から2人1チームで5回にわたり出張保育しました。「絵本の読み聞かせ」・「塗り絵あそび」・「手袋人形」などを持参し、保護者が被災住宅の後片付けに追われる中、避難所で保育に欠ける子ども達に保育を行う出張保育や、被災した保育園に出向き保育士としてお手伝いをする、ボランティア保育を行い感謝されました。

改善を求められる点

1 子どもごとの手拭きタオルが、接触し合っています

保育用具メーカーのタオル掛けを設置されていますが、タオルとタオルが接触し合っていて感染の恐れがあり、不適切な状態にあります。スペースが必要になりますが、善処が期待されます。

2 園や職員の言葉遣い

子どもに注意する時や、諭(さと)して“叱る場合”のルールについて、保育開始時などに保護者に予め説明し、理解を得ておくことも必要かもしれません。

職員が不適切な言動を行った場合は、虐待防止マニュアルに沿って判断し、就業規則に懲戒する規定があります。

注意するときの言葉遣いについて、保護者と共通理解する場面が、期待されます。

3 理念中「個性豊かな子どもを育てる」の具体策

保育のしおり・事業計画に、「個性豊かな子ども」を掲げてありますが、方針・計画に、対応する具体的方法の言及がありません。個別の支援計画・保育計画を立て、一人一人に合った保育を行っていますが、理念として掲げる以上、達成可能・計測可能な具体策のレベル・数値目標・期間の提示が、期待されます。

4 事業計画書の目標関係の整理

地域の方々に、事業計画の理解を得ることを最優先に考えるとき、事業計画書の保育目標項目に、「目指す職員像」・「基本理念」・「保育理念」・「保育方針」・「保育目標」・「目指す子ども像」の、6概念が乱立している印象があります。専門家にとって詳細な記述であっても、一般の方には理解しにくいかも知れません。理念・方針・計画の学術的語意概念に沿った、簡略化された体系的記述の検討が期待されます。

6 第三者評価結果に対する事業者のコメント

(R元.12.6)

今回、第三者評価を受審する事で、日頃から行っている保育内容や保育園全体を見直す良い機会になったと思う。マニュアルや規定等の見直しを職員全体で行うことから、再確認や職員間の連携、質の向上に繋がった。評価結果内容については、b評価の分野について話し合いを行い改善に努めたい。また、指摘のあった改善点も、職員間で話し合いをし、改善に取り組んでいる。子ども達にとって益々楽しく安全な生活の場となるよう、職員一同研鑽して行きたい。

7 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(参考) 利用者調査の手法等

調査の手法	対象者	対象数(人)	基準数に満たない場合の理由
アンケート調査	利用者本人	55	
	家族・保護者		
聞き取り調査	利用者本人		
	家族・保護者		
観察調査	利用者本人		

第三者評価結果

すべての評価細目について、判断基準(a・b・cの3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象 福祉サービスの基本方針と組織

- 1 理念・基本方針

		第三者評価結果
- 1 - (1) 理念、基本方針が確立・周知されています。		
1	- 1 - (1) - 理念、基本方針が明文化され周知が図られています。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念・基本方針が、事業計画書に記載されています。 ・各クラスや掲示板等に掲示し、職員・保護者にも分かる様に掲示されています。又、保育園のしおり・リーフレット等にも記載し、外部にも分かる様に配慮出来ており、職員を始め誰もが直接確認できるように、目につくように掲示されています。 ・理念や基本方針は、会議や研修会での説明が繰り返し出来ており、職員への周知および総会時など保護者等への周知が出来ています。 ・保育園のしおりは職員による手作りで作成し、理念・方針・保育計画が、簡潔に見やすく仕上がっています。 		

- 2 経営状況の把握

		第三者評価結果
- 2 - (1) 経営環境の変化等に適切に対応しています。		
2	- 2 - (1) - 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されています。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所状況や職員の雇用状況に応じ変化が生じる月次報告、保育コストの分析や利用者の推移等を参考に、収支分析が出来ています。 ・子育て支援事業としての子育て支援センター『ひだまり』を実施し、事業の取り組みを地域のラジオで紹介しています。なお、『ひだまり』は現在、146名の登録が 있습니다。 ・保育のニーズに合わせた情報収集や潜在的利用者に関するデータを収集し、分析することで保育事業に生かす展開が出来ています。 ・定期的に保育コスト分析や、保育所利用者の推移・利用率の分析を行っています。 		
3	- 2 - (1) - 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めています。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園運営における現状分析は、毎月の月次報告書をもとに、課題や問題点を明らか出来ています。 ・経営状況や改善すべき課題(節電・求人・保育士環境)については職員間で共有出来ており、同時に、運営委員会や毎月の職員会議で検討の場を設け、共有が出来ています。 ・保育士・看護師等の人材確保という大きな課題についても、長期雇用が出来るよう働きやすい環境作りに取り組んでいます。 ・求人活動においては、就職ガイダンスへ参加しています。 		

・職場体験や実習生等を積極的に受け入れています。

- 3 事業計画の策定

		第三者評価結果
- 3 - (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされています。		
4	- 3 - (1) - 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されています。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中・長期計画は、保育園の理念や基本方針の実現に向けた目標が明確であり、収入・支出をはじめ施設整備等による収支やその他の活動による収支が明確に出来ています。また、運営・設備・人事等についても中・長期計画の展望が事細かく策定出来ています。 ・中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的長期的な取り組みが出来ています。また、必要に応じて見直しを行っています。 ・計画は、運営方針・設備運営・人事・給食・食育・保健衛生管理・安全管理等分野ごとに分かれています。子どもの入所見込数においても、長期的な見通し等の具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容になっています。 		
5	- 3 - (1) - 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されています。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・単年度の計画は、中・長期計画の内容を反映した、単年度における事業内容が具体的に示されています。 ・単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容であり、単なる行事計画にはなっていません。 ・単年度の計画は方針、運営、目標をはじめ給食・食育、保健衛生管理、安全管理等について具体的な計画が策定されています。 ・事業内容が具体的に示され、目標や具体的な成果等を設定することでP D C Aを基に策定出来ています。 		
- 3 - (2) 事業計画が適切に策定されています。		
6	- 3 - (2) - 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解しています。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画は、当然、その都度開催する運営委員会での意見を集約し、それを基に策定出来ています。 ・P D C Aサイクルを活用しながら、運営委員会等で分野別（保育・支援センター・病後児保育）毎に話し合いを行っています。また、必要に応じて事業計画の見直しを行っています。内容については職員会議や回覧等で周知出来ています。 ・職員会議や回覧等で職員に周知することで、理解を促す取り組みが出来ています。 		
7	- 3 - (2) - 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促しています。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所時に保育のしおり等を配布し、保護者会総会や家庭訪問にて事業計画の説明を行うことで周知を図っています。また、年1回全世帯への家庭訪問（5月）で説明を行う事で周知を図っています。 ・家庭訪問を行うことで、園児の家庭での様子を知ることが出来、保護者との信頼関係も構築できています。 ・行事前には保護者等の参加を促す観点から、各家庭に手紙を配布し、メール配信を行い、 		

保護者に対しての周知を図っています。

- 4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
- 4 - (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われています。		
8	- 4 - (1) - 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能しています。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各クラスで出た反省点を運営委員が集約し、その都度皆で話し合いを持っています。 ・保育のチェックリストを確認し、保育園全体での課題解決に向けた取り組みが出来ています。 ・運営委員会や主任・副主任を中心に計画・実行・反省が行われています。 ・4月・10月には職員の個人の目標を基に面談を行い、『保育の自己チェックリスト100』（10月・3月）で職員の得手・不得手を理解することで、保育の質の向上に努めています。 ・職員の面談や自己チェックを分析・検討する場が位置づけられ、実行出来ています。 ・園長を中心に保育所全体で、質の向上に努めています。 		
9	- 4 - (1) - 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施しています。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行事ごとに保護者アンケートを実施。課題が文書化される中で、アンケートでの結果内容を基に保育士皆で話し合いを持ち、課題についての共有化を図ることで、次年度に生かす工夫や改善策が出来ています。また、アンケートの結果は園だよりを活用することで保護者へ報告しています。 ・運営委員会で出た意見を取りまとめ、職員に周知し、保育士皆の共有化が図られています。また、クラスへ持ち帰りそれぞれに課題解決に向けた取り組みが実行されています。 		

評価対象 組織の運営管理

- 1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
- 1 - (1) 管理者の責任が明確にされています。		
10	- 1 - (1) - 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っています。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各年度初めに園長から自らの役割と責任を職員に説明し、文書化すると共に保育所内の園だよりに掲載しています。 ・職務分担表や事業計画については回覧し、会議や研修会時において全職員に対して周知が図られています。 ・園長は、職員会議等で「目指す保育の話」をし、リスクマネジメントに繋がる話をするよう、常に心掛けています。 ・平常時のみならず、有事や園長不在時の役割と責任についても明確であり、職務分担表は各クラスに掲示しています。 		
11	- 1 - (1) - 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っています。	a・b・c
<コメント>		

<ul style="list-style-type: none"> ・園長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために、積極的に取り組んでいます。 ・園長研修には毎回参加し、法令等を正しく理解することで自己研鑽を積み、職員会議や運営委員会等で、その都度報告しています。 ・園長は、環境への配慮や防災マニュアル、働き方改革（年休取得「計画年休含む」・タイムカード・産前産後休）等、雇用や労働について法令等を把握し、見直しを行いながら取り組みを行い、実施出来ています。 		
- 1 - (2) 管理者のリーダーシップが発揮されています。		
12	- 1 - (2) - 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮しています。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は、保育の質の現状について、保育室を毎日見て回り、気づいた事を指摘することで、定期的、継続的に評価・分析を行っています。その上で、課題や、改善のための具体的な取り組みを明示することで、指導力を発揮しています。 ・保育の質に関して気づいたことは、直接指導し、改善のための具体的な体制を構築するために、運営委員会で話し合い、研修の場を設け、自らも積極的に参画しています。 ・意欲的に職員会議を行うことで、意見の集約を行い、保育の質に反映するための研修体制を構築しています。 ・保育士会・ヒヤリハット・キャリアアップ等の研修復命により、全職員の共通理解を促しながら、教育・研修の充実を図っています。 		
13	- 1 - (2) - 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮しています。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園長は園長職が3年目で経験も浅いため、保育経営に関しては、自らの努力が必要ということを実感しています。 ・保育経営に関しては理事長に相談することで、意見・アドバイスを受けながら保育業務の実効性を高める努力をしています。 ・経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ確実に分析しています。具体的には、入所状況により保育士の増員、年休を取りやすい人員配置、経営状況やコストバランス等を行うことで、職員の働きやすい環境整備等、努力し取り組んでいます。 		

- 2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
- 2 - (1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されています。		
14	- 2 - (1) - 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されています。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち保育園の目的及び運営方針の第1条に、「保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、適正な保育の提供を行うことにより、児童の健やかな成長を図ることを目的とする。」とあります。そのための福祉人材や人員体制に関しては、基本的な考え・確保・育成に関しての方針が確立できています。 ・毎年、11月には職員の意向調査を行い、職員の意見を聞くことで現状分析を行い、専門職の配置や、活用、人員体制等の具体的な取り組みを行っています。 ・効果的な福祉人材確保のために、職員の意向調査や意見を分析することで、12月には人材確保のための求人（採用）活動を実施しています。 ・やまぐち保育園では、職員の年休の取得や、キャリアアップ研修等への参加を常に奨励し、就職ガイダンス等への参加も行い、保育士人材の確保に努めています。 ・常に、福祉人材の確保・育成計画・人事管理の体制を含めて、働きやすい環境づくりに努 		

めています。		
15	- 2 -(1)- 総合的な人事管理が行われています。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園における基本的な考え方である「運営規程」や「人事基準」を明確に定めています。 ・ 定期的（年3回）に職員の個別面談を行い、意向を把握する取り組みが来ています。 ・ 理念・基本方針に基づき「期待する職員像」を明確に文書化しています。 ・ 常に職員の意見を取り入れ、意識を高め合い、それを的確に分析・確認する事で総合的な人事管理を行っています。 ・ 面談により把握した職員の意向・意見を冷静に評価・分析し、改善策等を検討・実施することで、職員自らの将来の姿を描く仕組みづくりが来ています。 ・ 職務分担表が詳細に分かり易く、各クラスに掲示することで、職員の意識改革に繋がっています。 		
- 2 -(2) 職員の就業状況に配慮がなされています。		
16	- 2 -(2)- 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいます。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の就業状況や意向は、定期的に個別面談を行うことで把握し、その都度、必要があれば改善する仕組みが構築され、職員目線で働きやすい職場づくりに、積極的に取り組んでいます。 ・ 労務管理に関する責任体制を明確に定めています。 ・ 就業規則に有給休暇等の規定を定め、職員の意見を聞きながら、年休取得を2か月毎にチェックし、取得を積極的に奨励しています。 ・ 時間外労働についても職員の就業状況を把握し、手当等が適切に処理出来ています。 ・ 常に職員の心身の健康と安全の確保に努め、気を配り、健康維持の取り組みとして生活習慣病検診やインフルエンザの予防接種等の励行をしています。 ・ 職員の個別面談を通して、職務上の意向・意見や個人の困り事を把握する窓口が、組織的に確立出来ており、相談しやすいように工夫し、解決を図る体制が来ています。 		
- 2 -(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されています。		
17	- 2 -(3)- 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っています。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織として、「期待する職員像」が明文化され、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築出来ています。 ・ 職員との個別面談を行い、その中で保育所の目標や方針を徹底し、期待する職員像を明確にしています。 ・ コミュニケーションを取りながら職員一人ひとりの目標が年度当初に設定出来ています。 ・ 職員一人ひとりの目標の設定は、中間面接を行いながら進捗状況を確認し、年度末の面接を行うことで、目標達成度の確認が来ています。 ・ キャリアアップ研修や分野別の研修への参加や各団体主催の研修会への参加を奨励し、全職員が講師になれるような取り組みが来ています。 ・ 保育の質の向上に向けて、内外講師による研修を開催しています。 		
18	- 2 -(3)- 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されています。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明文化し明示しています。 ・ 教育・研修に関する保育所の基本姿勢となる「研修に関する基本方針」を明文化し、明示しています。 ・ 教育に関する基本方針に基づき、全職員の研修が遂行出来ています。 		

<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の中にも研修に関する基本方針が入っています。その中で、「外部研修への参加を行い、各職種のスキルアップに努める。」と明文化されています。 ・定期的に計画の評価と見直しを行っています。 ・各種研修会に参加し研修の情報提供を行い、互いに職員間での研鑽が積み重ねられています。 			
19	- 2 - (3) -	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されています。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に実施できています。 ・各関係団体主催による研修（キャリアアップ含む）を始め、天草市保育所連盟研修会や園長研修・各職種別研修に職員を派遣し、全ての職員（無資格者含む）が順番に研修に参加できるよう配慮出来ています。 ・職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を的確に把握出来ています。 ・外部研修に関する情報を適切に把握し、専門的な知識・技能の習得だけでなく、職場外の者から受ける刺激などを通して、日常の業務では得られない能力・資質の向上を図る取り組みが、組織内に出来ています。 			
- 2 - (4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われています。			
20	- 2 - (4) -	実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしています。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成に関する基本姿勢「実習指導マニュアル」が明文化され、積極的な受け入れ・取り組みが実施出来ています。 ・各学校等からの実習・ボランティアの受け入れを、積極的に行っています。受け入れについては、保育園内での基本姿勢や受け入れ手順を確認し、指導体制の統一が図られています。 ・効果的な研修・育成のためのプログラムの用意や、学校等の関係機関との連携した取り組みが出来ています。職員間で周知・共有出来ています。 			

- 3 運営の透明性の確保

			第三者評価結果
- 3 - (1) 運営の透明性を確保するための取組が行われています。			
21	- 3 - (1) -	運営の透明性を確保するための情報公開が行われています。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国社会福祉法人経営者協議会のホームページ、ワムネット財務諸表等開示システムに、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、決算情報を公開しています。掲載の事業計画書・事業報告書は、最新のものではありません。 ・保育所における地域の福祉向上については、子育て支援センターや病後児保育の実施で、福祉に繋がる取り組みが出来ています。 ・苦情・相談の体制が出来ており、玄関に「ご意見箱」が設置され保護者に周知していますが、やまぐち保育園の第三者評価受審は今回が初めてです。 ・「意見・要望・苦情・不満を解決するための仕組みの導入」が明文化され、苦情・相談体制や内容に基づく改善・対応の状況について、園だよりで保護者に公表しています。 ・苦情・相談体制や内容に基づく改善・対応の状況については、その都度運営委員会に上げ回覧や職員会議で常に報告し改善に努めています。 ・地域へ向けて、理念や基本方針、保育所の活動等を説明した「リーフレット」等を配布しています。 			

22	- 3 - (1) - 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われています。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所における事務、経理等に関する職務分掌と権限・責任が明確であり、職員等に周知出来ています ・経営・運営に関しては常に公正かつ透明性に努め、管理規定や経理規定を定め、経理システムを導入し、会計処理が行われています。 ・保育所における事務、経理、取引等について、熊本県の監査や内部監査を受けることで、その結果を公開し、公正かつ透明性の高い取り組みを行っています。 ・民営化から今年で3年目です。保育所の経営・運営が、公正かつ透明性の高い適正な運営のために今後、外部監査を実施していくことが、評価基準上期待されます。 		

- 4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
- 4 - (1) 地域との関係が適切に確保されています。		
23	- 4 - (1) - 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っています。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の基本理念の中に、「地域と共に歩み郷土愛を育む保育」とあります。基本的な考え方が文書化されています。 ・基本理念に沿って、子どもの社会体験の場を広げ社会性を育てるために、地域の活動や郷土芸能行事（天草子ハイヤ）や・銀天街の鯉のぼり制作・七夕制作の展示、敬老会等の行事に積極的に参加しています。 ・地区の小学校との連携を密に行っています。 ・隣接の老人福祉施設『多機能ホームやまぐち』との交流（年4回）や避難訓練等の合同実施を行っています。 ・地域の人々と子どもの交流や行事に参加する際、職員はボランティアの支援を行う体制が整っています。 		
24	- 4 - (1) - ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立しています。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受け入れに関する基本姿勢は、「保育ボランティア・職場体験について」で明文化しています。 ・基本姿勢やマニュアルを明文化し、常に受け入れ体制を取っています。 ・ボランティアの受け入れ時には、事前に打ち合わせを行い内容について検討しています。また、学校（中・高校生）については、学校のカリキュラムに合わせて必要な研修・支援を行っています。 		
- 4 - (2) 関係機関との連携が確保されています。		
25	- 4 - (2) - 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われています。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもによりよい保育を提供するために必要となる各関連機関（医療機関・行政・療育機関・学校・保育事業者）等のリストや資料を作成し活用出来ています。 ・若竹会（幼保小中連携）や特別支援等の会議には、地域の組織に所属し、会議へ参画し連携を図っています。また、地域全体で課題となっている少子化や保育士不足等の問題に対し、協働して取り組んでいます。 ・会議で出た意見等については、全職員が職員会議で情報の共有化を図っています。 		

- 4 - (3) 地域の福祉向上のための取組を行っています。		
26	- 4 - (3) - 保育所が有する機能を地域に還元しています。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っています。 ・ 隣接の老人福祉施設『多機能ホームやまぐち』の避難所(保育所2階)として場所を開放・提供し、合同避難訓練の実施を行っています。 ・ 災害時の地域における役割については、園長が地区推進委員であり、区長・婦人会・民生児童委員と共に、2か月に1回(年6回)の会議で情報交換を行っています。 ・ 地域の人たちや区長、祖父母、隣接の老人福祉施設『多機能ホームやまぐち』との連携を図っています。 ・ 保育所の専門性や特性を活かし、施設内に子育て支援センターや病後児保育を実施し、多様な支援活動を行っています。 ・ 福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに、天草子ハイヤ等(郷土芸能)で地域行事に参加し、交流を図っています。 		
27	- 4 - (3) - 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われています。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の具体的な福祉ニーズを把握し、施設内に子育て支援センターや病後児保育を開設しています。同時に延長保育を行っています。 ・ 常に、関係機関・団体との連携に基づき、福祉ニーズの把握に努めています。 ・ 各種行事や保護者アンケートを基に年間事業を計画。行事等は保護者が求める要望を取り入れるよう努めています。 ・ 保育園独自(本渡はまゆう保育園・やまぐち保育園合同)で毎年、親子鑑賞会を開催しています。 		

評価対象 適切な福祉サービスの実施

- 1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
- 1 - (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されています。		
28	- 1 - (1) - 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っています。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもを尊重した保育については職員会議や保育士会等で議題に上げ、保育園内で勉強会を開催しています。 ・ 「職員倫理要領」及び「懲戒規定」を明文化し、策定しています。「期待する職員像」と共に職員間で定期的読み合わせを行い、実践するための勉強会を行っています。 ・ 職員自己チェックリストで、定期的に見直し・改善等を行っています。 ・ クラスだよりや、毎日の連絡帳を活用し、各家庭の状況を把握する事で、子どもへの配慮等必要な対応を行っています。 ・ 家庭訪問を行うことで、家庭環境を知ることが出来、常に各家庭に寄り添った保育が出来るよう、信頼関係を構築する仕組みが出来ています。 		
29	- 1 - (1) - 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われています。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規定・マニュアルが策定され、一人ひとりの子どもに配慮した保育が、出来ています。マニュアルは定期的に職員間で読み合わせを行っており、保育園全体で子どものプライバシー保護について、意識の向上に努めてい 		

<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭内での変化（離婚・再婚・出産等）があった場合は、保護者の同意を得てから全職員が共通理解のもとで把握出来ています。 ・子どもの衣服の着脱・排泄時は外部から見えないように配慮し、また年齢・発達に応じて個別的対応を必要とする場合は、パーテーションなどの仕切りを活用しています。 ・プール（459×365）は2階にあり、塀が高いので、外から見られることはありません。 ・虐待防止に関する研修会を保育園内で定期的に行い、早期発見に努めています。 ・保育士の言葉遣い等で不適切と取られる事案が発生した場合、分限規定があります。 		
<p>- 1 - (2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われています。</p>		
30	- 1 - (2) -	<p>利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供しています。</p> <p style="text-align: right;">a・b・c</p>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所者見学時にはリーフレットを配布し、丁寧な説明を行い、実際に保育園内を案内した説明を行っており、見学等の希望に対応しています。 ・フェイスブックを活用したり、天草市の子育て支援関係機関等にリーフレットの配布を行い、保育所の情報提供を行っています。 ・保育園のしおりは、図・絵がバランスよく配置され、だれが見ても分かりやすい内容になっています。 		
31	- 1 - (2) -	<p>保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明しています。</p> <p style="text-align: right;">a・b・c</p>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の開始・変更時には必ず保護者等の同意を得ています。同意書は保育園が定める様式に基づき、保護者等に分かりやすい説明が来ています。 ・特に配慮が必要な保護者等への説明については、保育所内でルール化されており、適正な説明、運用が図られています。また、子どものアレルギー対応についても書面で同意を行うことで運用を図っています。 ・保護者等にはメール配信や書面（おたより）にて周知を図られています。また、必要に応じて保護者から同意書を取っています。 		
32	- 1 - (2) -	<p>保育所の変更や家庭への移行等にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っています。</p> <p style="text-align: right;">a・b・c</p>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所の変更等に当たっては、保育の継続性に配慮した手順が行われており、引き継ぎ文書が定められています。 ・退所・転所の際には関係市町村と連携を図り、必要に応じて転園先への保育の引き継ぎを行っています。 		

<p>- 1 - (3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>		
33	- 1 - (3) -	<p>利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取り組んでいる。</p> <p style="text-align: right;">a・b・c</p>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども達の登園時の表情、保育の中での興味や関心度などを汲み取り、降園時の保護者と子どもとの会話などで、子どもの満足度を把握しています。 ・年度初めに全家庭を訪問し、保護者の意向を汲み取っています。 ・保護者参加で行われる運動会などの行事毎に、「保護者アンケート」を実施し、年度末には日頃の保育についても、意見要望を聞き取るアンケートを実施しています。 ・園長はじめ主任・職員が、保護者会の「育友会役員会」に出席しています。 		

- 1 - (4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	- 1 - (4) - 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意見・要望・苦情・不満を解決する仕組み」の中で、苦情解決の体制について明記し、保護者にも知らせています。 ・意見箱を玄関の靴箱の上に設置し、苦情解決の仕組みを掲示しており、「苦情記入カード」を用意しています。 ・苦情があった場合は、「苦情処理受付簿」に記入し、運営委員会・職員会議などで検討し、保護者にフィードバックしています。 ・民営化当初、「プール遊びを増やしてほしい」という要望があり、プール遊びでの安全面の配慮や保育計画の内容についての説明がされています。 		
35	- 1 - (4) - 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の相談事について、園長を解決責任者とし、主任保育士を受付担当者として、又、第三者委員2名の名前・住所・電話番号を明記して、保護者に配布しています。 ・相談をするスペースとして、職員室・相談室などが使われています。 		
36	- 1 - (4) - 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度始め4月の「園だより」に「苦情解決委員会」の記事を掲載し、苦情解決責任者・受付担当・第三者委員を明記しています。 ・マニュアルは4月・10月の職員会議で、見直しが行われています。 ・相談や意見は「苦情処理受付簿」により記録されています。 ・保護者から「他クラスの先生がわからない」との意見があり、玄関に顔写真を掲載し、園だよりも載せています。 		
- 1 - (5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	- 1 - (5) - 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「安全管理マニュアル」を整備し、事故発生時の手順・事故別緊急対処法・役割分担などについて明記しています。 ・リスクマネジャーを園長とし、リスクマネジメントに関する委員会は運営委員会としています。 ・ヒアリハット事例の収集が行われています。 ・「安全の計画」を立て、学期別に毎日行うもの・毎月行うもの・随時行うもの・家庭・地域との連携を、それぞれ明記しています。この中で地域的な項目として、「イノシシなどの情報提供」があります。 ・園内保育士会で、リスクマネジメント研修を行っています。 		
38	- 1 - (5) - 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「感染症対策マニュアル」を作成し、管理体制を明確にし、職員に周知しています。 ・園内研修として、発熱時の対応・下痢嘔吐時の対応などを、園長・保育士・看護師・栄養士が参加して行っています。 ・園内では、電解水生成装置を2台設置し、園内の清掃・玩具の衛生に使用しています。又、 		

職員が感染源にならないよう、予防接種などの対策を取っています。 ・感染症発生時は、保護者に対して一斉メール配信・ホワイトボード記入などで知らせることにしています。		
39	- 1 -(5)- 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「防災マニュアル」を整備し、災害時の対応体制が決まっています。 ・ハザードマップにより、地震の断層・津波被害・大雨による被害などについて、特に問題がない立地にあることを確認しています。 ・「災害の計画」・「防災訓練実施計画」を基に、火災避難訓練・地震津波避難訓練・土砂災害避難訓練などに、毎月1回以上取り組んでいます。 ・災害時は「メール配信」により保護者との連絡を取ることにしています。最近天草地方に大雨で、レベル4の避難勧告が出たことがありますが、混乱なく引き渡しが出来ています。 ・「備蓄品等一覧表」があり、備蓄責任者を副主任と決めています。 ・市・町の行政との情報共有・確認をし、消防との合同訓練をしています。又、A E D 取り扱い訓練・警察官立ち合いによる防犯訓練が行われています。 		

- 2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
- 2 -(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	- 2 -(1)- 提供する保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園外散歩・睡眠チェック・健康管理など保育の実施方法について、文章化されています。 ・「標準的な保育の実施方法」では、子どもの人格を尊重した保育・プライバシーの保護などに触れています。 ・職員は、乳児保育について・保育実技・発達障がいについて、などの研修に参加しています。又、保育計画・月案・週案・連絡帳の書き方などの研修が、行われています。 		
41	- 2 -(1)- 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の標準的な実施について、年2回それぞれの「自己チェックリスト」を活用して、評価し、年1回運営委員会で、検証と見直しを行っています。 ・その際には、クラス単位の話し合いも行い、保護者・職員の意見や提案が、反映されています。 		
- 2 -(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	- 2 -(2)- アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導計画策定は、園長・主任の指導のもと、各クラスのリーダー（運営委員）が責任者となっています。 ・アセスメントは、入園時の面談、「入所面談表」・「身体発育記録」・「家族構成表」などの書類や、入園後の「家庭訪問」で得た情報を基に実施されています。 ・「各指導計画」には評価・反省欄を設け、保育実践を振り返り記入しています。 ・いわゆる、困り感のある子どもに対しては、保護者・保健センター・療育センター職員が参加して合意形成する事もあります。 		

43	- 2 - (2) - 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導計画の検証・見直しは、クラス単位で毎週、毎月或いは学期ごと、年度ごとに行い、運営委員で評価、見直しをする仕組みを定めています。 ・指導計画は、保育中・家庭訪問や日々のコミュニケーションなど、子どもや家族の思いを汲み取って見直し、次の作成に活かしています。 		
- 2 - (3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	- 2 - (3) - 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達状況は、入園時提出される「身体発育記録」で把握し、生活状況はそれを基に、家庭訪問で確認し記録しています。 ・子どもに関する保育の実施の記録は、「記録要領の作成における規定」に基づいて記録され、職員間の差異が出ないようにしています。 ・職員会議が毎月1回開催され、運営委員会は適宜開催されて、情報共有されています。 		
45	- 2 - (3) - 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の個人情報保護・プライバシー保護に関するマニュアル」が整備されています。 ・「記録要領の作成における規定」を定め、子どもの記録の保管期間を定め、廃棄の方法を明記しています。 ・記録管理の責任者は園長になっています。 		

評価対象

A - 1 保育内容

		第三者評価結果
A - 1 - (1) 保育課程の編成		
A	A - 1 - (1) - 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・やまぐち保育園の理念や、保育の方針・目標に基づいて「保育の内容に関する全体的な計画」が編成されています。 ・特色ある保育として、「病後児保育」の実施や、七夕・子ハイヤなどの地域行事への参加があります。 ・「全体的な計画」は職員全員で策定し、毎年度末に評価・見直しされ、次に活かされています。 		
A - 1 - (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A	A - 1 - (2) - 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室は明るく、室内の環境を整えるために、温度計・湿度計・空気清浄機・エアコンを設置しています。 ・一階の保育スペースは、全面床暖房となっており、裸足の0～3歳児が快適に過ごせる環境となっています。 		

<ul style="list-style-type: none"> ・4・5歳児は、2階に明るく広い保育室があり、玄関前の「スタジオの夏」の壁画があるスペースを、ランチルームとしています。 ・手洗い場やトイレは、保育室の隣に設置され、子ども達が使用しやすい高さで、安全な設備を整えています。 ・トイレと保育室の壁は、一部大きなアクリル板が設置され、どちらの様子も見えるようになっています。 ・各保育室のドアは、二重扉になっており、子どもの飛び出しを防止しています。 		
A 3	A - 1 - (2) - 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園時の書類や面接、家庭訪問などで、一人ひとりの子どもの個人差を把握し、職員会議では配慮事項などを共通理解し、保育が行われています。 ・「(法人内の)合同保育士会」で、「HAPPY変換術」をテーマに、子どもに分かり易く、穏やかな話し言葉の研修を行っています。この点については、「虐待防止マニュアル」などを基にした「注意するときの言葉遣い」などを、保護者と共通理解することも望まれます。 		
A	A - 1 - (2) - 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝・夕の保護者とのコミュニケーション・連絡帳などで家庭と連携し、子どもに合わせた生活習慣取得の援助をしています。 ・園児が水筒を持参しており、動きのある活動の後には、水分補給後ゆっくりすることで、活動と休息のバランスを取っています。 ・基本的な生活習慣を身に付けることの大切さは、絵本の読み聞かせ、紙芝居、エプロンシアターなどを使って働きかけています。 		
A	A - 1 - (2) - 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広さ80.06㎡の0・1歳児室には、畳が敷かれた56.7㎡の、ほふくスペースがあり、柵が設置され仕切られています。活動的な遊びと静かな遊びが自発的に行えるよう、安全に配慮してあります。 ・園庭や西の久保公園・山口運動公園などへの散歩の他、園の農園や保護者のトウモロコシ畑での収穫など、戸外で過ごす環境が多くあります。 ・朝の集まりで、休日の生活発表を行い、0・1歳児から行われる楽器遊び、紙・絵具・筆・ボンドなど制作用の材料も揃え、自由に表現活動が出来る工夫をしています。 		
A	A - 1 - (2) - 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・0・1歳児は合同保育となっており、現在は23名の子どもが、80.06㎡(内ほふく室56.7㎡)の部屋で、保育士9名と過ごしています。 ・午前睡をする子どもには、ベッドやサークルが用意されています。又、泣く子どもには「おんぶ」や「抱っこ」をするなど、一人ひとりが安心して過ごせるよう、家庭的な対応をしています。 ・スキんシップの面でも、おむつ外しの面でも、優れているといわれる「布おむつ」の使用を推奨することで、23名中20名の子どもが布おむつを利用しています。 		

<ul style="list-style-type: none"> ・汚れたおむつは、水洗いした上で保護者に返しています。 ・遊具は手作りの、柔らかい布で出来たもの、音の出る物などが用意されています。又、リズム遊びでは、「どんぐり」などを楽しんでいます。 			
A	A - 1 - (2) -	3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1歳児は0歳児との合同保育となっており、0歳児がミルクを飲むときに手を添えるなど、面倒を見ようとする優しさが育っています。 ・1歳児としての、体を動かす遊びとしては、園庭などの外遊び、2Fの子育て支援センター、絵本コーナー、テラスなどでも行われ、階段踊り場の船窓のような「丸窓」なども含め、保育室を離れた探索活動の場になっています。 ・2歳児は、3歳児との合同保育となっていますが、扉を閉めてそれぞれの活動も、出来るようになっています。 ・最近高校生40名ほどの来訪があり、それぞれ各クラスに入り、活動をしています。地元の中学生の「職場体験」が毎年行われ、お兄さんお姉さんに遊んで貰うことを、楽しみにしています。 			
A	A - 1 - (2) -	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳児は友達と関わって遊ぶ、「ままごと遊び」・「積み木」・「椅子取りゲーム」などを好んで遊んでいます。 ・4歳児はルールを守って集団で遊ぶ、「フルーツバスケット」・「鬼ごっこ」などを、友達と楽しんで遊んでいます。 ・5歳児は自分たちでルールを作って、友達と協力して遊んでいます。 ・3・4・5歳児共に、チュリップの球根を、プランターに植え、世話をしています。花が咲いた後は掘り上げて、翌年も咲くように世話をしています。 ・地域の小学校5年生とは、「読み聞かせ交流会」を持ち、1年生とは「チューリップの球根植え」などの交流をしています。 			
A	A - 1 - (2) -	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・玄関から1階のフロアは、バリアフリーとなっており、多目的トイレを設置、階段には二重の高さの手すりを設置するなど、環境整備をしています。 ・現在障がいのある子どもはいませんが、心配な子どもがいれば「個別の指導計画」を作成することにしています。 ・「発達相談」・「すくすく園」・「言葉の教室」・「天草市子ども相談係」・「保健師訪問」・「子育て支援者サポート」などの専門機関と、連携を取っています。 			
A	A - 1 - (2) -	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日の開園時間は、19:00迄となっており、17時以降は合同保育になります。約20名の子どもが、4名の保育士とゆったりと過ごしています。 ・延長時間のおやつは、出していませんが、3時のおやつは毎回手作りにこだわり、饅頭・肉まん・お好み焼きなど、腹持ちの良いものを提供しています。 ・クラスの担任から、遅番担当者への引継ぎは、間違えの無いよう紙に書いています。 			

・保護者とは、連絡帳・ホワイトボードなどで連携を取っています。		
A	A - 1 - (2) - 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・5歳児は保育計画に「就学前保育」を盛り込み、昼寝をしないことに慣れ体力をつける事と、集中力を養い字や数字に興味を持つ事を、目標としています。 ・「就学前保育」は担任のみでなく、他のクラス職員も含めて交代で担当し、学習・体力向上に向けたカリキュラムに沿って行われています。 ・小学校との交流・連携は、5年生との「読み聞かせ交流会」・1年生との「チューリップの球根植え」・その他小学校で行われる「マラソン大会の応援」・「一日体験入学」などを通して行われ、学校生活に見通しを持てる機会になっています。 ・「保育所児童保育要録」は担任・主任が担当し、園長の責任のもとに作成・送付されています。 		
A - 1 - (3) 健康管理		
A	A - 1 - (3) - 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「健康管理マニュアル」を整備し、それに基づいて1人ひとりの健康状態を把握しています。 ・「保健計画」を4期に分けて、各期の目標に基づいた園行事・留意点・保護者への周知内容について明記しています。 ・看護師が年4回発行する「保健だより」や、毎月発行する「園だより」でも子どもの健康に関する園の取り組みを伝えています。 ・乳幼児突然死症候群に関する職員研修が行われ、保護者には入園時面接の際に、情報提供をしています。 ・0・1歳児の午睡時には、看護師により5分ごとの、睡眠チェックが行われています。 		
A	A - 1 - (3) - 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断・歯科健診の結果は、「健康診断記録」に記載し、職員に周知されています。 ・「保健計画」に、「歯磨き指導」や「フッ化物洗口」などを取り上げ、保育が行われています。 ・「歯科健診・ブラッシング指導の様子」の写真を玄関に掲載しています。 ・歯科健診・健康診断の結果や医師からの助言等があれば保護者お知らせ用紙に記入し、配布しています。 		
A	A - 1 - (3) - アレルギー・疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「食物アレルギー対応マニュアル」を整備し、アレルギー疾患のある子どもには、医師の指示に従って「食物アレルギー給食対応申込書」の提出を受け、園長・栄養士・保育士を含めて、保護者との面談をしています。 ・「慢性疾患」については、保護者と連携して「投薬依頼書」などにより、対応しています。 ・除去食や代替食を用意するにあたっては、献立表にマーカーを引き、保護者からの確認を取っています。 ・誤食が無いように、トレーの色を変え名札を付けた上で、食器の色を変えて提供しています。 		

<ul style="list-style-type: none"> ・今年5月に法人の「合同研修会」に於いて、アレルギーの職員研修を行っています。又29年度には、「エピペン」の取り扱いについての研修も行っていきます。 		
A - 1 - (4) 食事		
A	A - 1 - (4) - 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「全体的な保育」の一つに食育の推進を挙げ、「食育指導年間計画表」を作成しています。 ・4・5歳児は、玄関ホールのフリースペースをランチルームとし、他のクラスは保育室でグループ毎に、職員も含め落ち着いた雰囲気の中で食卓を囲んでいます。 ・食器は陶器の物を使い、発達に応じてスプーン・フォーク・箸などを使い分けています。 ・食育担当者が各クラスにおり、畑での野菜作り、皮むきやクッキング(パフェ作り・ピザ作り・クリスマスケーキの飾りつけなど)を行い、食に対する興味関心を持てるようにしています。 		
A	A - 1 - (4) - 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・離乳食については、「離乳食進行状況表」を保護者と共有し、乳児が家庭で2回食べた食材を園の給食でも提供するなど、慎重に進めています。 ・献立には、だご汁・太平燕・がね揚げ・高菜おにぎりなどの郷土料理や、季節の献立・行事食・バイキングなどを取り入れています。 ・「衛生管理マニュアル」を整備し、衛生管理を適切に行っています。 		

A - 2 子育て支援

		第三者評価結果
A - 2 - (1) 家庭との緊密な連携		
A	A - 2 - (1) - 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者とは、毎朝夕の送迎時のコミュニケーションや連絡帳によって、情報交換を行っています。 ・「園だより」・「献立表・給食だより」・「クラスだより」・「保健だより」などを発行して、園での生活を知らせています。 ・毎日の活動やお知らせを、ホワイトボードに記入して、保護者に知らせています。 ・「保育参観」では、リズム遊びなどを保護者も一緒に体験したり、制作活動を一緒に行ったりしています。 		
A - 2 - (2) 保護者等の支援		
A	A - 2 - (2) - 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の多数の方は、職員の勤務時間内に送迎を行っており、コミュニケーションが取り易く、信頼関係を築いています。 ・悩みや相談には、内容に応じ、担任・主任・園長などが応じており、相談室を用意しています。 ・「病後児保育」・「土曜午後保育」を実施。講師を呼んでの「育児講座」(絵本の読み聞かせ)、「親子鑑賞会(親子遊び・舞踊劇等)」・「やまぐちファミリーフェスティバル(夏まつり)」などの保護者支援を実施しています。 ・相談内容は、保育日誌の特記事項欄・毎朝の検温表の家庭連絡欄に、記録しています。 		

A	A - 2 - (2) - 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「虐待防止マニュアル」を整備し、早期発見のための園での対応を定めています。虐待などの恐れがある場合は、天草市版の「チェック表」を基にチェックを行っています。 ・相談通告のためのフローチャートを明示し、県児童相談所・市子育て支援課子ども相談室・警察署などとの連携を図っています。 ・職員は、「キャリアアップ講座」などを受講し、職員会議での復命を行っています。又天草市子ども相談係による園内研修が行われています。 		

A - 3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A - 3 - (1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A	A - 3 - (1) - 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員は、「保育日誌」・「年間計画」・「月案・週案」などを記録し、定期的に自己評価をしています。その際は、子どもの心の育ちや意欲などに配慮して行っています。 ・全職員が、保育所保育指針に基づく「自己チェックリスト100」により、自己評価を年2回取り組んでいます。 ・今年9月の自己評価後、園全体の課題として、「子育て支援」により力を入れることを共通テーマとし、個人の目標を立てています。 ・「保健だより」は、看護師の自己目標から、発行が実現されています。 		

（参考）

	第三者評価結果		
	a	b	c
共通評価基準（評価対象 ~ ）	43	2	0
内容評価基準（評価対象A）	19	1	0
合 計	62	3	0